(3)提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案(39件)

管理番号	団体名	提案区分	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	追加共同 提案団体	理由 (今後検討・調整が必要な事項)
8	東員町、川野町、川田町	B 地方に 対する規制 緩和		民間事業者に委託することが可能な業務とすること	本町においては、閉庁日の役場業務を請け負う委託業者の従業員を「非常勤の特別職(嘱託職員)」として委嘱することで、公務員の身分を与え、24時間、死亡届に係る一連の事務手続きができる体制をとってきたが、令和2年4月施行の地方公務員法改正により、特別職の範囲が厳格化され、これらの業務を行う者を特別職の公務員として委嘱することができなくなり、別途正規職員または会計年度任用職員を配置することが必要となった。本町においては、役場の閉庁日の8時15分から17時00分までの間、会計年度任用職員を配置し対応することとしたが、夜間など、正規職員または会計年度職員の配置が困難な時間帯に死亡届が提出された場合、死亡届の受理及び火葬許可書の交付決定ができないため、申請者は再度来庁する必要があり、住民サービスの低下を招いている。また、年末年始などの長期休暇においては、全ての日を会計年度任用	項第3号 地方公共団体の窓口業 務における適正な民間 委託に関するガイドライン 戸籍事務を民間事業者 に委託することが可能な 業務の範囲について(平 成25年3月28日 法務省	厚生労働省	郡山市、桐生市、川越市、柏市、中野市、宮崎市	平成28年管理番号270への回答において、法務省より「市区町村長の判断が必要となる業務は委託することができない」との見解が示されており、当該提案に係る措置として平成30年4月5日付けで、総務省行政管理局公共サービス改革室が発出した事務連絡(ガイドライン)においても、「公権力の行使」、「交付・不交付の決定」、「審査そのもの」は各省が委託不可能範囲と整理しているとまとめられている。今回の提案事項である死亡届及び火葬許可証についても、法務省・厚生労働省から、事務連絡等により委託不可であるとの見解が示されている。 当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
12	茨城県、福島県、横浜市	B 地方に 対する規制 緩和	令第171条の5第2 号に規定する徴収	徴収停止のための要件について、「債務者の所在が不明」部分の削除・地方自治法施行令171条の2の「ただし書き」による「特別な事情」の具体例の提示	当県においては、税外未収債権の縮減を目的とした専門組織(未収債権対策チーム)を令和2年度から設置している。 未収債権対策チームが中心となり税外未収債権の整理を進めているが、全てが回収できる債権ではなく、債務者の状況に応じて、施行令171条の5の規定による徴収停止の措置を取る場合がある。ただし、施行令171条の5の規定による徴収停止については、個人の場合は、第2号の規定により「債務者の所在が不明」であるとの要件が付されている。 当県の事例において、債務者の所在は判明していても、実際は徴収困難である事案が多々あり、徴収停止にできないなど、対応に苦慮している。 (例1)債務者が収監されており、財産調査を実施しても差し押さえる財産がない。 (例2)債務者は老人福祉施設に入居しており、差し押さえるべき財産がない(また認知症を患っており、履行延期の特約等でも対応できない)上記のように、債務者の所在が判明している場合であっても徴収が著しく困難な場合があることから、「債務者の所在が不明」という要件の撤廃を求める。なお、当県の場合、上記の例については、現状、やむを得ず地方自治法施行令171条の2の「ただし書き」による「特別な事情」の認定を行って対応しているが、この「特別な事情」についても具体的にどういった場合に適用可能か、特別な事情として認定できる具体例をお示しいただきたい。		総務省	張市、豊中市、山口	提案団体が徴収停止を活用したいとしている、住所が明らかでありかつ返済能力がない滞納者からの徴収については、個別事案に応じ債権放棄等の手続をとるべきものであり、催告に対する事務負担だけでは要件緩和するに足り得る支障とは言えない。 地方自治法施行令第171条の2に規定される「特別な事情」の明確化(具体例の提示)については、債権の種類、性質、金額等含め、個別具体的に判断しなければならないものであり一概に特別な事情を具体的に記載できるものではないと考えられることから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
20	松原市	A 権限移	都市計画区域の 整備、保全の方針		当市が市街化区域へ編入を希望している区域であっても、都道府県が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	都市計画法第15条第1項	国土交通省	川口市、亀岡市、城陽市	平成26年提案募集管理番号81、82、658、839、875において議論済み。国土交通省からは「区域区分の有無やその方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画区域でスタープラン)については、都市計画区域が一の市町村の区域の内外にわたり指定されうること、周辺市町村への影響等を総合的に勘案して定める能力が必要となることから、都道府県が定めることが適当」と回答があったところ。今回頂いた提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等、改いため、「提案団体から改めて支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等、改めて表別の対象とする提案」として整理する。
29	宮城県、三重県	B 地方に 対する規制 緩和	総合保養地域整備法第6条に規定する基本構想の変更及び廃止に	の廃止	総合保養地域整備法第5条に規定する都道府県の基本構想については、同法制定後30年を経た社会経済情勢の変化により、法制定時に想定された国民の潜在的需要等が既に意味を失っており、企業の開発についても人口減少社会の本格化等を踏まえ推進一辺倒の時代ではなくなっていることから、都道府県の実情に合わせた変更や廃止を含めた必要な措置を行うことが相当である。一方、国が基本構想の変更や廃止にあたって政策評価の実施等を行った上で同意するという仕組みを堅持しており、事務負担が極めて大きいために変更や廃止が進んでおらず、基本構想の存在自体が地域振興において国による一種の足枷となり、地方自治体の創意工夫による地域振興を阻害している側面がある。	4条、第6条	総務省、農林水商省、経済産業省、国土交通省		平成16年の「総合保養地域整備法第一条に規定する整備に関する基本方針」の改正により「政策評価を行い、同意基本構想を抜本的に見直す必要がある。」とされ、当該基本方針に基づき政策評価を実施し、その結果同意基本構想を廃止する等の見直しを行った団体が相当数あることを踏まえれば、提案団体が政策評価を実施できない具体の理由や支障が明らかではなく、制度改正の必要性が十分に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

3	З Д		B 地方に 対する規制 緩和	03_医療•福祉	介護保険施設等の基準改正に係る直し、事務の合理化		介護保険施設等の基準は、省令に従うなどして条例で定める必要がある(介護保険法第88条第3項ほ	介護保険法、社会福祉法(参考資法、老人福祉法(参考資料p1参照)	厚生労働省	台川ち千横潟県市町市市、山茨市、大市、大市、大市、大市、大市、大市、大市、大市、大市、大井島島知村市、大井島県、大大川野市市、大井島県、大井島県、大井の、大井の、大井の、大井の、大井の、大井の、大井の、大井の、大井の、大井の	平成30年提案募集管理番号83において、厚生労働省は介護保険法に基づく介護サービスの運用基準等について、可能な限り早期に、地方公共団体への当該基準等に係る省令家の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行うことされ、令和2年度の省令改正手続では一定の対応がなされたところ。今回の提案は、更なる対応を求めるものであるが、上記方針が定められてから基準省令の改正が行われたのは令和2年度の一度だけであり、効果を検証するに足る期間が経過していないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
4	7 金		B 地方に 対る規制 緩和	11_その他	た私法上の債権 等を「債権のみな し消滅」により不納 収官 欠損処分をするた めの規定の整備 等 【第2 分をを	以による不納欠損処分(債権管理事務取扱規 昭和31年大蔵省令第86号)第30条及び歳入徴 事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)第27 規定に相当する制度とします)をするための規 整備 2希望】「債権のみなし消滅」による不納欠損処 地方公共団体の「規則」で定めても差し支えな の技術的助言の実施	時効期間を経過した私法上の債権は、判例上、債務者からの時効の援用がなければ消滅しない。このため、債務者の所在が不明である場合等で時効の援用が行われない債権は、一般的には、地方自治法第96条第1項第10号の「権利の放棄」として議会の議決を得るか、債権管理条例等を制定し、条例の規定に従って債権放棄をした上で不納欠損処分をするべきとされている。しかし、債務者の所在が不明であれば、債権放棄の議決を得ても、放棄の意思表示を到達させなければ、意思表示の到達主義(民法第97条第1項)の下では、債権は消滅しない。これを消滅させるには、裁判所において意思表示の公示送達を行う必要があり、一定の手続と費用が必要となる。一方、国においては、財政法第8条において債務の免除は「法律に基づくことを要する」とされるところ、省令で「債権のみなし消滅」による不納欠損処分を定めている。このことは、「債権のみなし消滅」は「債務の免除」(権利の放棄)ではないと解釈しているものと考えられる。そこで、「債権放棄」ではなく、国と同様の「債権のみなし消滅」による不納欠損処分が地方公共団体も行えることが明らかになれば、債権放棄の方法における「意思表示の到達」という問題を生じさせずに不納欠損処分ができるようになる。	19日自治行46)の解釈 (当該行政実例そのものではなく、これの一般的な解釈が、「不納欠損処分をするには権利の放棄として議決を要する」という解釈となっているよ		県、前橋市、新潟 市、姫島市、徳島市、徳島市、佐世保 市、佐世保 市、大分県	権利放棄の際に議会議決を必要とする地方自治法の規定には「政令又は条例に特別の定めがりのの場合を除くほか」との例外が設けられており(債務の条第1項第10号)、既に多くの団体において債権放棄を行うことができる旨を規定した条例(債権管理条例等)の制定がなされていることを踏まえると、地方自治法施行令等に統一的に「よらすると、地方公共団体の「規則」で定めることを可能とする見直しを求めるに足りる支障等は示されていない。また、債務者の所在が不明である債権について債権放棄を行う場合の「意思表示の送達に公本ない。また、債務者の所在が不見とは、意思表示の送達に公事務負担・手数料の負担が示されているにすぎず、制度改正を求めるに足り得る支障が一支がでしたがって「提案団体から改めて支すぎず、制度改正を求めるに足り得る支障がしたがって「提案団体から改めて支持を対してを理する。
6	2 =		B 地方に 対する規制 緩和	02_農業•農地	地域整備計画の 変更手続きにおけ る審査申立に係る の理期間の緩和 る裁	村農業振興地域整備計画のうち農用地利用 「の変更おける審査申立に対しては、審理の内	農業振興地域の整備に関する法律第11条における審査申立については、同条第6項に規定する期間(60日)中に裁決を行う必要があるが、審査請求人への不服内容に係るヒアリングや処分庁(市町村)からの弁明の聴取など、審査請求人と処分庁双方の主張や事実関係、関連する資料を収集整理する一連の過程に長期を要するため、当該期間を超過する場合が発生している。	農業振興地域の整備に関する法律	農林水産省		審査申立てに対する処理期間を現行の60日を超えて設定した場合、住民サービスの低下を招くおそれがあることを踏まえれば、制度改正の必要性や事務上の具体的な支障が明確に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
6		手県、宮城	B 地方に対象		人における出資財 「出資 産処分の際の定 行政 款変更に伴う手続 処分	資等に係る不要財産」にあたらない(地方独立 法人の業務に影響を及ぼさない)出資財産の について、業務効率化の観点から、定款変更 う設立団体の一連の手続を簡略化すること。	【制度改正の必要性】 地方独立行政法人法(以下「法」という。)に基づき当県が設立した地方独立行政法人当県産業技術センター(以下「法人」という。)は、設立から12年目を迎えている。当県が法人に出資した財産(件数558)は老朽化が進行しているほか、社会情勢の変化に合わせた組織再編等に伴う整理・統廃合がなされ、処分案件が多く発生し、今後も増加が見込まれている。財産処分後の定款変更には、法第8条第2項に基づき、県議会の議決を経た上で総務大臣の認可を受ける必要があり、財産処分の規模の大小や法人の経営に与える影響の多寡にかかわらず、法人及び当県の事務負担が増加し、限られた人員や働き方改革などを踏まえ、事務負担の軽減や効率化が求められている。また、財産処分後に、定款変更について、限議会の議決を要することは、県議会から審議に対する必要性も問われかねないものと考えている。なお、過去には、法人の業務に何ら影響がないという理由から、法人の名称等の変更について、定款変更手続を簡素化する制度改正が行われた経緯がある。本事案も業務に影響ない出資財産の処分に関するものについて求めるものであり、さらに処分に当たっては、県知事が設立団体としての意向を反映させるという観点から、事前に処分の承認を行う手続を経ている。 【支障事例】 法第6条第4項に規定される「出資等に係る不要財産」(重要な財産)にあたらない出資財産であるにもかかわらず、処分に当たり定款変更が必要であることから、総務省との事前協議、県議会上程議案の協議、議会対応と議決、認可申請等の手続が必要となった事例は以下のとおり。 ①平成26年11月、土地の一部を売却し、平成27年2月に議決、平成27年7月に認可②平成27年12月、土地の一部を売却し、平成28年2月に議決、平成28年8月に認可③平成27年12月、土地の一部を売却し、平成28年2月に議決、平成28年8月に認可④平成31年2月、土地の一部を売却し、平成28年2月に議決、平成28年8月に認可④平成31年2月、土地の一部を売却し、平成28年2月に議決、平成28年8月に認可④平成31年2月、土地の一部を売却し、平成28年2月に議決、平成28年8月に認可	項、第8条第2項 地方独立行政法人法施 行令第2条3号 地方独立行政法人法施 行令の一部を改正する 政令等の公布及び施行 について(平成25年10月 17日付け総行経第22号 総務大臣通知)記第2	総務省	世保市	平成28年提案募集管理番号131において議論済み。総務省は、「地方独立行政法人の定款については、同法人の基本的事項に設立団体の意向を反映させる観点から議会議決に係らしめているものであって、議会議決といった手続を簡略化することはできない」、「地方独立行政法人は、その財産的基礎を有しなければならないことから、資本金、出資及び資産に関する事項は定款必須配ければならないことから、項としているところである」としている。今回の提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、関係する政策の変更、当すべき論点がないため、「提案団体から改めて表替の対り口の支障事例等、改めておめて表替のであるが、関係する政策の変更、当すべき論点がないため、「提案団体から改めて対象とする。

	福岡県、九州地方知事会、宮城県	対する規制	05_教育•文	宗教法人法への暴力団排除規定の追加	する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。(以下同じ。))を排除することができるよう、宗教法人法を以下のように改正し、暴力団排除規定の追加を行うこと。 【改正案1】 宗教法人の欠格事由として (1)役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの (2)暴力団員等がその事業活動を支配するものを規定すること。 【改正案2】 (1)宗教法人法第22条の役員の欠格事由に「暴力団員等」を追加すること	法定受託事務として、各都道府県知事は宗教法人の設立認証や規則変更認証などを所管している。暴力団員等が実質的に支配する宗教団体には、適切な法人運営を期待することは困難であるが、宗教法人法には、法人設立の欠格事由として暴力団排除規定がないため、暴力団員等の関与を防止することができない。 【具体的な支障事例】 (1)宗教法人は、宗教法人法第6条に基づき、公益事業等を行うことができ、税制優遇が認められている一方で、暴力団員等の強い関与を受けている宗教法人がこれを利用して、暴力団の資金とする事案が過去に発生している(別添1、2、3)。 (2)暴力団員等と疑われる者が支配している宗教法人についての情報が寄せられているが、警察への照会を行うこともできず、役員が暴力団員等であるかを確認することができない(別添4)。 (3)暴力団員等が関与する宗教団体の法人設立認証等を拒否したいが、宗教法人法に暴力団排除規定がないため、団体の役員に暴力団員等の疑いがあっても認証せざるを得ない(別添5)。	法第14条(規則の認 証)、同法第22条(役員 の欠格)、同法第81条 (解散命令)、同法第87 条の2(事務の区分)	文部科学省	岩手県、長野県、大阪府、兵庫県、宮崎県、沖縄県	支障事例として挙げられた事案については、刑法・出資法などの関連法令により対応がなされており、制度改正の必要性が示されているとはいえない。このため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
		B 地方に 対する規制 緩和	11_その他	分の取消しを行ったことで審査請求が不適法となった	行ったことで審査請求が不適法となったものについて、次のいずれかの対応が可能となるよう提案します。 ①処分の取消しの場合は、裁決によらず審査請求が終了となるようにする。	生活保護費返還金に係る督促処分に関し審査請求がなされた案件に対して、却下裁決を行ったことから議会に報告を行いましたが、当該報告に係る却下裁決の事由は、生活保護費返還金決定処分の取消しに伴い、督促処分が取り消されたためでした。(なお、当該生活保護費返還金は、後に改めて算定をし直して返還金決定処分を行っており、それでも、審査請求人から納付がなされなかったことから、再度督促処分を行った結果、これに対しても再度審査請求がなされています。)このような場合、当初の督促処分が取り消され、審査請求の法律上の利益が失われても、審査請求人からの取下げがない限り審査請求は終了しないため、法律上は却下裁決まで手続を行わなければなりません。	条、地方自治法第206条 第4項、第229条第4項、 第231条の3第9項、第 238条の7第4項、第244 条の4第4項	総務省	都市、兵庫県、広島	平成28年提案募集管理番号110に係る措置として、第7次地方分権一括法において、地方公共団体が審査請求を不適法却下する場合における議会への諮問手続を廃止し、事後報告とする見直しがなされている。提案団体の求める措置は当時の議論で検討済みであり、その後の新たな情勢変化等が示されていない。また、審査請求が不適法である場合であっても、審査庁は裁決でその判断を示さなければならないとされている制度の趣旨を覆すに足りる具体的な支障も示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
77	関西広域連 合	A 権限移譲			国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、策定権限の移譲を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。当広域連合では、地方自治法に基づく「広域計画」を策定のうえ、推進しており、「広域計画」は3年毎に改訂を行うのに対して、国土形成計画法に基づく「関西広域地方計画」は10年毎の改訂であるなど、時代の変化により的確に対応しにくいものとなっている。また、広域連合は、構成都道府県市での調整機能を有するとともに、特別地方公共団体として、「地域全体の広域行政を担う責任主体」であり、地域における計画を推し進める主体としてより適切である。昨年示された、第32次地方制度調査会答申でも、地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されており、また、地域の戦略的な対応について、広域連合への期待が盛り込まである。とからも、国土形成計画法の目的である、「現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会」を実現するためには圏域の都道府県・政令指定都市で構成される当広域連合が圏域の計画を策定することが必要である。		国土交通省		平成26年提案募集管理番号60において議論済み。国土交通省は、「広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画のあり、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。」、「広域地方計画協議会への参画について、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施にできる」としている。今回の提案は上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていない、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

78 関西広域連合	地除 基づく整備計画の 備区域等の各区域指定について、広域連合への 決定権限・各区域 決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域 の指定権限の移 建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たり当広域連合への意見照会は行われず、結果的に当広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する、東京視点の全国計画の地方版であると言わざるを得ない。昨年示された、第32次地方制度調査会答申でも、地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されており、また、地域の戦略的な対応について、広域連合への期待が盛り込まれていることからも、近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限を広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化のために国同意を廃止するべきであるが、これが困難である場合、現在、関係都道府県・関係指定都市に付与されている意見聴取の機会を、広域連合にも付与すべきである。	第10条、第11条、第12 条、第14条 近畿圏の保全区域の整 備に関する法律第5条、 第7条 近畿圏の近郊整備区域 及び都市開発区域の整 備及び開発に関する法	日本 日
79 関西広域連 A 権限移 01_土 用(患人)	世刊 複数都道府県に	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。都市計画区域の指定については、現在、都道府県内の区域指定の場合は都道府県の権限となっているものの、二以上の都道府県にわたる場合は国の権限となっており、これまでの間、実際には、一体的に発展している地域であっても都道府県域を超える場合においては、国の関与がないよう、都道府県単位で区域指定が行われてきた。本来一体である地域が区域指定によって分断されることは望ましくなく、また、地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであり、設立から10年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている当広域連合であれば、都道府県域を超える区域指定についても、地方の目線に立てそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することが可能となる。したがって、複数都道府県に跨がる都市計画区域の指定権限を広域連合に移譲すべきである。	都市計画法第5条第4項 国土交通	田省
80 関西広域連 A 権限移 06.環生		法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1~2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。昨年示された、第32次地方制度調査会答申では、地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されており、また、関西圏の戦略的な対応について、広域連合への期待が盛り込まれているように、将来的に圏域に応じた最適なマネジメント手法の構築が求められている。現代は自然の保護と活用の両立に対する需要が高まっており、国立公園の区域内における行為の許可権限、利用調整地区の区域内へ立ち入りを制限されている期間内に立ち入ろうとする場合の認定権限、普通地域の届出受理権限等(地方環境事務所長へ委任されている各権限に限る。中止命令、報告徴収、立入検査を含む。)については、軽微な地方環境事務所長権限の案件であり、迅速かつ効率的・効果的な対応が必要とされているところ、現状では圏域に応じて速やかなマネジメントができないと言わざるを得ない。	6·7項、 第22条第3·6·7項、第 23条第3項第7号、第24 条、 第30条、第32条、第33	一 過去の提案募集(平成26年管理番号65、平成27年管理番号14)において議論済み。環境省は、「国立公園は、我が国の自然を代表する傑出した自然の風景地について、国家的見地から環境大臣が指定し、国が一義的に保護管理するものである。」としている。当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案として整理する。
81 関西広域連合	第・衛 国定公園に関する 公園計画の決定 等権限の移譲 国定公園に関する公園計画の決定等権限につい て、広域連合への移譲を求める。		自然公園法第7条第2 環境省項、第8条第2項	一 平成27年提案募集管理番号15において議論済み。環境省は、「国定公園は国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が指定する公園であり、国定公園の根幹部分である公園計画は、国が責任をもって関係機関と調整する必要がある。」としている。当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案として整理する。

82	関西広域連合	B 地方に 対する規制 緩和	ける国に移譲を要請できる事務の基準・手順等の明確 化及び範囲拡大	する事務に限定されていることで、要請権を実質的に行使できないことから、その見直しとともに、要請できる事務の基準・手順等の明確化を求める。 関西に関連する国の計画策定や大規模災害対策など、共同で取り組むことで、効果が高まりかつ効率的なものや、事象発生時等に円滑な対応ができるものなど、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務について、広域連合からの要請により共同処理できる枠組みをつくることを求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務を、予め構成府県市から持ち寄ることが必要となる。しかしながら、持ち寄る段階では移譲を求めたい事務・権限は国にあり、関連する事務・権限のみを広域連合に持ち寄ったとしても一元的な権限行使はできないため、持ち寄るメリットを見出すことが難しく、構成団体の同意形成には多くの時間や労力が必要となる。このような中、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見いだせれば持ち寄ることへの意欲が高まると考えられるが、具体的な基準や手順等について明らかでなく、要請権を行使したとしても、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、形骸化している。ついては、地方自治法第291条の2第4項の対象となる具体的な基準や手順等について明示いただきたい。併せて、広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務以外であっても要請権を行使できるよう、要請できる事務の範囲の拡大をお願いしたい。また、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務についても、共同処理による制度的な枠組みがないことから、その着手及び円滑な実施が難しい状況になっている。	第252条の17の2第3項、第4項、第291条の2	総務省 —	移譲を要請できる範囲の拡大を求める点については、過去の提案募集(平成26年提案募集管理番号235)において議論済み。 移譲を要請できる事務の基準・手順等の明確化を求める点については、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
83	関西広域連合	A 権限移 05_教育·文化	専門職大学の設置認可等の事務の一部委譲	審査を可能とするため、広域連合が、専門職大学 の設置認可申請の受理、事前審査等を行い、大学	これまでの開設審査では、ほとんどが専門学校設置法人からの申請であったが、その法人の所管が都道所県であり、文科省と接点がないことや初年度の認可校が1条校設置法人のみであったことなどから、専門学校設置法人にとっては専門職大学設置に躊躇せざるを得ない状況にあるうえ、専門学校から移行設置する場合、学生の募集停止などにより、学校法人の経営等への影響が大きく、地方への設置が進まない。また、当団体の位置する地域の経済圏や生活圏は、1都道府県に留まることなく都道府県域を越えており、圏域として、その認可の効果等について意見を述べる場が必要であることから、大学設置・学校法人審議会へ意見を述べることができる枠組みが必要である。	学校教育法第4条第1項	文部科学省	令和2年提案募集管理番号7において議論済み。文部科学省からは、「大学設置認可の審査については、高度の専門的な知識・経験に基づく判断が求められるとともに、地域によって異なる運用がなされることのないよう厳正・公平に行うことが大学の質保証にとって重要であることから、大学設置・学校法人審議会において一元的に行われている。このため、権限の移譲は困難である」旨の回答があったところ。今回の提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、その後の情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
85	関西広域連合	A 権限移 05_教育·3 譲 化		した審査を行うため、大学等への補助事業のうち	地域の人材育成については各地方の産業の特徴や実情、企業体質や雇用慣習などもあり、各地方の実態を把握しない中での審査では地方での成果につながらない。また、東京一極集中の進む中、地方の資源を十分活用した取組でないと、地方での継続性が確保できない。しかし、文科省の「大学による地方創生人材教育プログラム」構築事業」、「人文・社会科学系大学院リカレント機能高度化プログラム」等の地域の人材育成に関わる補助事業においては、学術研究的な観点からの大学教育関係者や経済界の代表など、専門的な観点からの審査が行われており、各地方からの選考委員就任は現実的には困難である。以上から、地方が主体的に人材育成に関する補助事業の審査に関わる必要があり、また、当団体が位置する地域の経済圏や生活圏は、1都道府県に留まることなく都道府県域を越えており、圏域として積極的にその審査に関わる必要がある。	執行の適正化に関する 法律第6条第1項、第26 条第2項、同法律施行令		令和2年提案募集管理番号9において議論済み。なお、今後実施される事業に係る権限移譲については、具体的な支障事例が示されていない。このため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
86	関西広域連 合	A 権限移 07_産業振 譲	強化法に基づく経	め、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画 の承認権限について、複数府県に跨がるものは、 広域連合へ移譲を求める。	当該権限については、地区組合の地区、もしくは中小企業者及び組合等が共同で作成した場合の代表者もしくは個別中小企業者の主たる事務所の所在地が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されていることにより国と地方の二重行政となっており、事業者にとっても利便性が損なわれている。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであるり、設立から10年、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきた実績を踏まえれば、円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限は当広域連合に移譲すべきである。	第14条、第15条、第66条 第1項		府県域をまたぐ経営革新計画の承認、報告の徴収等の権限が経済産業局にあることにより、実際の承認事務や計画執行等に支障をきたすといった支障事例や、当該権限が移譲されることによる効果等が明確に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

93	3 愛	全知県	A 権限移譲	06.環境•衛生	清掃及び定期検 定める定期検査の実 査の実施回数を緩 件(<例>独居高齢を 和する権限の付与トイレの使用頻度が核	施回数について、一定の条 者宅など浄化槽の容量に対し 亟端に少ない場合)において、 はにより適正な回数を定めるこ	清掃については、浄化槽法で年1回以上(一部6か月に1回以上)と定められているが、浄化槽の容量に対しトイレの使用頻度が極端に少ない場合は、法律に定める清掃回数を実施すると、却って、浄化槽の適正処理に支障をきたすケースもある。 清掃料金や法定検査の手数料は、年金生活者等にとって負担が大きい。	法第11条、環境省関係 浄化槽法施行規則第7	環境省	口県、大牟田市、長崎県、佐世保市、大 分県	浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならず(浄化槽法第10条第1項)、また、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならないとされている(同法第11条第1項本文)。提案団体が求める措置は国が法令で全国一律に定めている定期検査等の実施回数を都道府県の裁量により判断できることとするものであるが、提案団体が挙げている定時を当時できるようにすることによる効果が十分に示されているとはいえないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
10	09 熊		B 地方に 対する規制 緩和	05_教育•文	に規定する教員免 許更新権限の指 定都市教育委員 会への付与 磁に把握することがで よって、指定都市によ の閲覧権限の付与、	に関する権限が付与されて 5教育委員会では免許更新講習修了者等の申請状況を正できない。	そのような中、当市において、主幹教諭が免許更新講習の免除申請を免許管理者である都道府県に行う必要はないと誤認した結果、免許状を失効し、令和2年9月30日付けで失職した。 免許状を失効した教員の行った授業の有効性を問われ、児童に重大な影響を及ぼしかねない事態となっ	項、第9条の2	文部科学省		教員免許管理システムは、各都道府県教育委員会で構成された「教員免許管理システム運営管理協議会」により管理されているため、本内容の部分に関しては、地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)に当たらない。また、教員免許の更新に係る権限を指定都市に移譲することについては、仮に移譲した場合、授与の申請は都道府県に行う一方、更新の申請は指定都市に行うこととなるため、申請者の混乱を招き、提案団体が掲げるような支障が他でも生じかねないこととなる。以上のことから、制度改正の効果が明らかであるとは言えないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
12	27		B 地方に 対する規制 緩和		整備に関する法律施行規則および農地法施行規則に基づく公共性の高い事業および施設、特別の立地条件を必要とする事業の規制緩和 と連携を必要とする事業の規制緩和 としたのは、 を必要とする事業の規制緩和 としたのは、 を必要とする事業の規制緩和 としたの方に「食品を必要とする事業の規制緩和 としたの方に「食品を必要とする事業の規制緩和を必要とする事業の規制を表した。 といる は、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、	[13号の次に「都市計画法(昭)第18条の2に規定する市町 る基本的な方針(都市計画マ る土地利用の用に供する事業 の用に供される施 5条第4号に規定する「流通業 5条第4号ロの規定を「おお 3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3、3	一方、県都那覇市近郊では、企業ニーズに対応できる規模の産業用地が不足し、近隣市町村の高速道路やインターチェンジ周辺への企業立地の需要が高まっている。 当市においても、整備中である地域高規格道路南部東道路および4つのインターチェンジの供用を見据え、その周辺や既存の那覇空港自動車道周辺において物流倉庫や食品製造業等の企業から立地相談を多く受けているが、農用地区域からの除外や農地転用の規制により企業ニーズに対応できず、当市の産業振興に大きな影響を与えている。 農用地区域からの除外および農地転用許可の特例として、農村産業法や地域未来投資促進法があるが、農村産業法は、沖縄振興特別措置法第115条において適用除外となっており、地域未来投資促進法は、事業者の牽引事業計画に示す具体的かつ必要最小限の面積での特例しか認められていないため、当市の目指す土地利用や都市計画、企業ニーズに応じた産業適地を予め先行して用意することが困難		農林水産省	四日市市	第5次地方分権一括法により農地転用許可権限の移譲を行った際、真に守るべき農地を確保することについて、全国知事会、全国市長会、全国町村会が申合せを行った状況を踏まえれば、インターチェンジ付近の第1種農地の転用基準の緩和等をしなければならない具体の理由や支障が明らかではなく、制度改正の必要性が十分に示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
12	29 和		B 地方に 対する規制 緩和	11_その他	地方分権を妨げる各有計画の策定義務付けの廃止。意による計画策定等	らと意図する努力義務又は任 を含む)義務付け廃止	地方自治体における計画策定は、地方における行政運営の手法として、住民自治の理念に叶う効果的な手法である。しかし、第1次地方分権改革後の平成12年頃から、法令によって地方に計画等の策定を求める規定が増え、地方分権改革が始まる直前の157件(平成4年)から390件(令和元年)まで増加した。また、計画の策定が財政・税制上の優遇や規制緩和の条件・前提となっていたり、法律で国等の基本方針等に即することが必要になる場合があり、自治体の判断が国の方針や枠組みに制約・誘導されている。これらは国による「ソフトな規制」とも言えるものであり、自治体の自主性を損なうだけでなく、負担を増大させている。こうした傾向は、第1次地方分権改革後に、引き続き国が地方に対する関与を維持しようと意図し、「努力義務」又は「任意」による計画等の策定を促し、場合によっては財政的なインセンティブを絡めることによって地方を誘導しようとする手法に転換したものとも言える。(従って、国が地方に対する関与を維持しようと意図する計画の策定(努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付けは全て廃止し、国の計画の範囲において地方自治体が各々の判断で主体的に計画を策定できるようにすべきである。また、地方への資源配分のために計画が必要となるのであるならば、地方自治体に計画策定を求めるのではなく、国の計画においてその資源配分計画を記載し、地方自治体が実施する内容は地方に任せるべきである。			崎市、千葉県、柏 市、川崎市、山梨	個別の計画に係る具体的な支障や求める措置が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

	B 地方に 対する規制 緩和		ザ等対策特別措 置法第24条第9項	過度な制限を改め、施行令第11条1項各号に列記された施設以外も要請の対象にできるようにすること	等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。)に則り、対応している。	・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項・新型インフルエンザ所対策特別措置法施育122号の第11条第1項各号・内閣官房新型コロイルス感染症対策を発出された事務に令和2年4月10日、7月18日、令和3年1月17日、2月12日付の各事務連絡)		岩手県、長野県、岐阜県、鳥取県、徳島県、高知県	新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の要請の対象施設については、令和2年提案募集管理番号229に係る関係府省へのヒアリングにおいて、内閣官房から、「24条9項と45条2項と3項は連続的に使われており、45条で施設の使用制限がかけられないような施設についてまで24条9項で営業の自粛をかけるのは、必要最小限度の原則から見てどうか」との説明がなされるなど、議論済み。今般の提案は、上記議論に係る内容を改めて求めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
形市、米沢	B 地方に 対する規制 緩和	07_産業振興	考慮した採石法の 改正(法第33条の 4「岩石採取計画」 認可基準の改正)	断を行い、水資源をはじめとする豊かな地域環境を保全することが出来るよう、採石法の岩石採取計画の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう、採石法第33条の4を改正すること。(もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与(知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従い処分を行うこと)するよう、採石法を改	豊富な伏流水が流れる県内市町村において、県内某山麓の水源地域で採石業が行われ、採石業者と湧水への悪影響を懸念する当該町及び地域住民の対立が続いている。 採石法は産業振興のために昭和25年に制定された法律で、岩石採取計画の認可は都道府県知事の自治事務となっているが、認可基準は昭和46年の創設当時のままで、水資源をはじめとする環境に配慮する規定が盛り込まれていない。 採石業と一般公益との調整を図る公害等調整委員会は、自治体における岩石採取計画の認可判断基準は、採石法の認可基準に規定する事項に限られ、過去の裁定では、自治体が自然環境や景観が損なわれることを理由に不認可とすることは認められないとの判断が示されている。認可事務は自治事務であるにも関わらず、認可基準の範囲内でしか不認可理由を示すことが出来ないため、自治体は地域環境の保全を理由とする不認可処分を行うことが出来ない状況となっている。環境保護への関心が全国的に高まる中で、採石事業も環境に配慮しながら実施することが求められており、自治体が豊かな地域環境を積極的に保全していくためには、採石事業の根本となる採石法の認可基準に「水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目」を加えるよう採石法を改正する必要がある。		経済産業省	長野県、宇和島市、大分県	提案団体における支障は条例の制定によっても対応可能であり、制度改正の必要性が十分に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
142 大賀府、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	B 地方に 対する規制 緩和	03_医療•福祉	び保育士登録の	び、同法第18の18第2項等の保育士の登録に係る	現在、児童福祉法の規定により、保育士試験は都道府県が行い、その事務の全部又は一部を一般社団法人又は一般財団法人に行わせることができるとされているが、全都道府県が一般社団法人保育士養成協議会を保育士試験の指定試験機関とし、試験事務の全部を行わせている。また、実態として、国が示した日程で試験を全国的に円滑に実施するよう求める依頼や、試験の内容及び出題範囲を定めた技術的助言が、国から通知として発出されており、全都道府県が保育士試験を同一日程・同一問題で実施している。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大にともなう令和2年前期保育士試験の筆記試験の中止及び後期保育士試験の実技試験の「音楽に関する技術」を中止する際には、一般社団法人全国保育士養成協議会より、都道府県に対し、全国一律の取扱いとする必要があるとの強い要請があった。このように、試験事務については、都道府県の自治事務とされているが、国及び関係団体から事実上全国一律の取扱いを求められることがあり、実質的に知事に裁量があるとは言えない状況である。また、保育士登録は都道府県ごとに行っていることから、法18条の19の規定により、禁錮以上の刑に処せられた等欠格事由に該当するため登録を取り消しても、その情報は法令上、公表や他の都道府県と共有することができないため、別の都道府県では登録を行うことが可能な状態であることが大きな問題である。	第2項、第18の18第2項	厚生労働省	城県、富津市、神奈 川県、川崎市、長野 県、岡山県、香川 県、長崎県、大分	児童福祉法において国・地方公共団体の責務が 規定されている中、一部事務(保育士試験事務及 び保育士登録事務)のみを取り出して都道府県 から国に移管する措置を検討するには、法律で規 定する役割分担も含めた抜本的な考え方の整理 を行った上で制度改正を行う必要があるが、それ を求めるほどの制度改正の必要性が十分示され ていないことから、「提案団体から改めて支障事 例等が具体的に示された場合等に調整の対象と する提案」として整理する。
143 浜松市	B 地方に 対する規制 緩和	01_土地利用(農地除く)	査における、固定 資産課税台帳情 報の家屋情報の	築年、階数、床面積等)及び固定資産税担当課が 保有する家屋の位置情報(家屋外形図との紐づけ 情報等)の内部利用を求める。	【具体的な支障事例】 当市では、都市計画法に基づく都市計画基礎調査(5年毎実施)において建物利用現況調査を、所在する都道府県の都市計画基礎調査実施要綱に従い実施している。令和2年以前の要綱では建物用途のみの調査であったが、令和2年6月の要綱改正により、建物利用現況調査に構造、建築年、階数等の調査内容が追加された。この調査を実施するには、莫大な費用と労力が必要となり、調査の実施が困難な状況である。 【提案に至った背景等】 近年の急速なデジタル化の進展とともに、明確な根拠に基づく計画策定が求められる中で、詳細な建物データの調査の必要性が高まっているが、上記調査のため、独自で構造、建築年、階数等を調査するには莫大な予算と労力が必要となるため、これらの建物情報を有する固定資産課税台帳情報(家屋情報)の活用を図りたい。 登記情報では、実際の家屋の用途、構造、床面積等が登記の情報と異なる場合があるため、固定資産課税台帳に登録されている家屋情報の利用を求めるが、登記情報とは異なる実際の建物の情報や未登記家屋に関する情報、家屋外形図と紐づいた家屋の位置情報等は、いずれも地方税法の守秘義務の対象となることから提供を受けることができず、活用できない状態となっている。		省	川市、豊田市、稲沢 市、今治市、久留米 市、大分県、宮崎市	地方税情報については、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されているところ、他の行政機関から、法令の規定に基づいて情報の提供が求められた場合は、個別具体の状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替的手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行ったうえで、情報提供が必要と認められる場合について、必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当とされている。今回の提案が求める、都市計画基礎調査において地方税情報を利用可能とすることについては、緊急性を示すような具体的な支障や、代替的手段が無い等の制度改正の必要性が十分に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

14:	5 兵	庫県	A 権限移 譲	扯	生活保護の審査に関する裁別では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限を道府県から指定都市へ移譲すること。	【現状】 生活保護の決定事務は、①道府県・市の福祉事務所、②指定都市では区が担い、その事務監査の権限は、①は道府県(本庁)が、②は、指定都市(本庁)が担い、生活保護の決定及び実施に関する審査請求に係る裁決権限については、①・②いずれについても都道府県にある。今和2年度における兵庫県内の審査請求は今和3年3月30日時点で259件あったが、そのうち、指定都市に関する審査請求は127件(49.0%)である。 大都市特例等により、指定都市(本庁)は処分庁(区)に対する事務監査など、県と同等の包括的な権限を有している(なお、中核市は指定都市と比べ権限移譲が限定的)。区の処分に対する審査請求では、指定都市市長が裁決を行う場合(保護費の不正受給に係る徴収決定処分等)と、生活保護法の特別の定めにより都道府県知事が裁決を行う場合(保護の決定・実施に係る事務)があり、審査庁が分かれている。 行政不服審査法の改正により、平成28年度から指定都市にも審理員と行政不服審査会が設置され、裁決の客観性・公平性が高められている。 【支障】 ①道府県は指定都市に対して、事務監査権限を持っていないため、指定都市の区が行った処分の情報把握に時間と手間を要し、②指定都市の案件が道府県総件数の約半数を占めるなど膨大な事務であることから、道府県が指定都市の審査請求を処理することは、行政運営上の多大な負担に繋がり、却って被保護者の迅速な救済に支障を来している。審査請求は、50日以内(行政不服審査会等へ諮問する場合は70日以内)に裁決をしなければならない(生活保護法第65条)が、実際、この期間内に裁決に至らない案件が多数発生し、裁決の長期化が課題となっている。 ※令和3年3月末時点で未採決の事案(50日以上)は663件あり、うち263件が指定都市の事案	生活保護法第64条、第65条	厚生労働省	北海道、神奈川県、京都府、福岡県	平成29年提案募集管理番号52において議論済み。その際、指定都市、中核市の意見等を踏まえ検討した結果、権限移譲を行わないこととされたところであり、その後の情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
140	賀府和鳥島	望。 1. 大阪 1. 大阪	B 地方に (対する規制) 緩和	災•安全	定区間に限定して、四輪バギーの公道走行を可能とする規制緩和	ず、被災地域内の指定区間に限定して、公道走行 を可能とすること。なお、被災地の指定区域の範囲 は、物理的な走行可能状況により自治体が判断す る。 当該指定区間の走行に際し、一定の安全性を担保	【現状】 災害などの有事の際に活躍できる四輪バギーやスノーモービルなどのオフロードビークルは、一部を除き運転免許やナンバー登録の制度が無いため公道での走行ができないが、豪雪時においては、通行止め区間において、公道走行できないスノーモービルの使用が認められており、令和2年12月の関越自動車道渋滞において道路途絶時等の対応力強化が求められている中、必要な機能(不整地走行性能や資機・材等の輸送力)を有し機動的な救援救助活動の展開が可能となる四輪バギーについては、民間の所有する車両登録されていない車両も含め今後の活躍の場が広がる可能性が大いにあると考えられるが、一部の大型特殊車両登録が可能な車両を除き、公道走行が不可能である。また、その多くはレジャー施設等の限られた敷地内での利用にとどまっている。 【支障】 災害時には遅滞なく被災地に到着し人命救助等にあたる必要があるが、スノーモービルの事例のように、道路途絶時等に機動的な活動を可能とする四輪バギーの公道走行に係る制度整備がなされていない。特に、各所で道路途絶が想定されるような大規模災害時には、救助活動に従事する職員(主として消防職員を想定)も限られ、一部の車両登録された四輪バギーのみでは活動に限りがある事も想定され、現地到着が遅れるなど速やかな対応が妨げられれば、被害の拡大を招くおそれがある。	84条、第85条、 道路運送車両法第3章、 道路管理におけるスノー モービルの活用につい て(平成23年2月18日付 け国道防第48号、国道 環安第53号、国道高第 178号)	国土交通省	石川県、八尾市、高知県、佐世保市	災害対応等の際に、道路運送車両法の保安基準に適合した四輪バギーを用いることができないとする具体的な支障が明らかではなく、制度改正の必要性が具体的に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
149	9		B 地方に 対する規制 緩和	扯	促事務における時	介護保険法第200条第2項の規定について、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期間、時効の完成を猶予する旨を規定すること。	【現状】 地方税法においては、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までの期間、時効の完成が猶予されているが、介護保険法には同様の規定がない。「地方税法第18条の2第1項第2号] 地方税・介護保険料とも、滞納処分は国税徴収法の例によることから、督促状を発した日から起算して10日を経過した日まで行うことができない。 【支障】 介護保険料については、督促から10日間は滞納処分を行うことができないにもかかわらず、時効の計算には当該期間が含まれるため、滞納者が有利となる現状がある。 地方税の滞納者は介護保険料も滞納している場合があり、時効の考え方について制度的な統一性が図られていない。 多くの滞納事例を抱え、時効経過までに滞納処分を行うことができない事例も生じている。	介護保険法第143条、第 200条第2項 地方税法第18条の2	厚生労働省	市、草津市、大阪	提案の求める措置を実現したとしても、時効完成が10日間延びるにすぎず、制度改正の効果が十分に示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

兵庫, 和県、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、	対する規制	11_その他	ける補助対象期間 に関する運用見直 し	る起業時期の要件を前年度4月1日からとすること。 補助対象期間が「交付決定日(概ね8月1日頃)以降」と定められており、4~7月に起業する者にとって最も経費を要する時期(事業所開設に係る改修	当県では、わくわく地方生活実現政策パッケージ(地方創生推進交付金)を活用して、UIJターン等による 閣府 起業支援を行っている。 [ミドル起業家支援事業(社会的事業枠)、ふるさと起業家支援事業(東京23区等からのUJIターン者枠)] て」 国の制度設計に従い、応募資格は公募開始日(今年度は4月1日)から当該年度1月末までに起業した 5. 起者、補助対象期間は交付決定日(当県の場合概ね8月1日頃)から1月末までとなっている。 つい	起業支援事業につい 起業支援金の支給に	香川県、高知県、福岡県、宮崎県	令和2年提案募集管理番号233において議論済み。内閣府からは「「本制度があったから起業を行う者」に対して支援を行うべきだと考えられ前年度に起業した者を支援対象とすることは適切でない。当該年度内の補助対象期間の設定については、まずは各自治体の運用や実情など、実態等の把握に努めていくことが重要」との趣旨の回答があり、今後、実態把握をするため、ヒアリングなどを進める予定としている。今回頂いた提案は、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
戸市、京都	B 地方に 対和		における居住確認 事務に関する運用 見直し	返還制度を廃止すること。 廃止しない場合は、①移住元の在住地や在住期間の確認、②移住先の居住確認の事務が煩雑であるため、住民基本台帳ネットワークの利用可能事務となるよう住民基本台帳法別表に位置付ける	当県では、わくわく地方生活実現政策パッケージ(地方創生推進交付金)を活用して、東京圏からの移住 者が県内で新規就業または起業等をした場合に支援を行っており、制度の活用は県内36市町に拡大して いる。 移住者は、申請時に移住元の在住地や在住期間(直近10年のうち5年以上)を確認できる書類(住民票除 票や戸籍附票の写し)を提出するとともに、移住先の県内市町に5年以上継続して居住する意思表示を 行う。 支援金の申請日から3年未満で転出した場合は全額、5年以内に転出した場合は半額を返還しなければ の10	閣府地方創生推進事 局「移住支援事業・ リチング支援事業につ に」 返還制度 民基本台帳法第30条	つの市、鳥取県、高知県、大分県	転出後の居住状況の確認は都道府県による住民基本台帳法第30条の13に基づく条例の制定によって対応可能であるなど、具体的支障が明らかではなく、制度改正の必要性が十分に示されていないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
賀県、京都	対する規制 緩和		る「救助」の範囲へ の家屋被害認定	含む)を追加すること。 もしくは、罹災証明関係業務の応援に係る経費について、全額特別交付税措置を行うこと。		害救助法第4条、災害 时法施行令第3条	城県、郡城県、郡城県、郡城県、茨田市、、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京、東京	令和2年提案募集管理番号234において議論済み。内閣府からは「家屋被害認定調査、罹災証明書については、災害救助法に基づく救助以外の目的のために活用されることが多いことから、これに要する経費を災害救助費の対象とすることは困難」と回答があったところ。今回頂いた提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

1	69	奇玉県	B 地方に 対する規制 緩和	建設業法に関係 行政機関に対する 調査・照会権限の 規定の追加	建設業法に、関係行政機関又は関係地方公共団体に対して照会等を行うことができる旨を規定すること。	【現行制度】 建設業法第8条では建設業許可の欠格要件が規定されており、例えば、禁錮以上の刑に処せられ、刑期 満了から5年を経過しない者に対しては、県は建設業の許可をしてはならないとされている。 建設業許可申請に際して、申請者は欠格要件に該当しない旨を誓約する「誓約書」を提出することとされ ているが、当県では、欠格要件の適切な把握のため、他の関係行政機関等に対して欠格要件の調査を 行う事例がある。 【支障事例】 建設業法において、関係行政機関等に対する調査・照会権限が規定されていないため、関係行政機関等 に対して欠格要件の照会を行っても、個人情報保護等の理由により回答が得られない場合があり、欠格 要件の適切な把握に支障が生じている。 類似事例として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、法律の規定に基づく事務に関して、関係行 政機関等に対し、照会し、又は協力を求めることができる旨規定されており、産業廃棄物処理業の許可申 請に当たり、欠格要件等を調査することができるため、建設業法においても同様の規定を求めるものであ る。		国土交通省	茨城県、大阪府、徳島県、長崎県	許可申請における欠格要件の確認の方法としては、誓約書等の提出のほか、現行制度の下でも必要に応じ関係行政機関等への照会を行うといった方法で対応されており、法律上、関係行政機関等に照会等を行うことができる旨の規定を設けなければならないほどの具体的な支障等が明確に示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
2	01 /		B 地方に 03_医療・福対する規制 祉緩和	条及び第19条で使 用する被用者数に おける情報連携	する被用者の数は情報連携サーバーを使用した 統計数値を使用し、個別の照会・確認は行わない 形とする。(具体的には、認定請求・年度更新の際 に個別に年金情報の確認を行うのではなく、国が	の省略が可能となっているが、児童手当法第18条の費用負担及び同法第19条の拠出金を算出するために行っている被用者・非被用者区分の確認(出生日・毎年6月1日の加入保険及びその筆頭者の確認)に	第19条、同第26条、児童 手当法施行規則第1条 の4第2項	内閣府	か市、入間市、富津 市、海老名市、福井 市、豊橋市、茨木 市、倉敷市、山陽小 野田市、宇和島市、	児童手当制度のみの見直しにとどまらず、拠出金に関する費用負担の根本的な制度設計について検討する必要があるが、それを求めるに足りる具体的な支障や、見直しの必要性が十分に示されていないことから「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
2	07	須坂市、飯田市、飯田市 (長田) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	B 地方に 対する規制 祉 緩和	一ついて、「従うべき	乳児室やほふく室、保育室、遊戯室の居室面積に 係る基準について、市町村が柔軟に待機児童の発生抑制に取り組めるよう、「従うべき基準」から「参 酌すべき基準」へ変更を求める。	国制度による幼児教育・保育の無償化により、子どもの数は減っているが、想定以上の保護者が保育所入所を希望しており、既存の施設の居室面積では入所を希望するすべての児童を受け入れることは困難な状況となっている。 保育所等の施設整備に少なくとも数年の計画・建設期間を要することから、待機児童の発生を避けることは困難になっている。 (参考)須坂市における保育所等の入所児童数 1,277人(平成30年)⇒1,321人(令和3年) ※幼保連携型認定こども園の保育所部分の児童数を含む	児童福祉施設の設備及	厚生労働省	宮城県、富津市、中野市	令和2年提案募集管理番号15に係る対応として、 更なる保育の受け皿の整備に向けた取組に関する「新子育て安心プラン」が令和2年12月に策定されたところ。 今回の提案は、上記の提案内容を改めて求めるものであるが、昨年の対応の効果を検証する必要があることや提案団体において新たな待機児童の発生がないことに鑑み、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。
2		版	対する規制 地 緩和	新規就農促進に係る類似事業の一本化	農業次世代人材投資事業(準備型)と就職氷河期世代の新規就農促進事業の一本化	農業次世代人材投資事業(準備型)」と「就職氷河期世代の新規就農促進事業」は事業スキームが同じである。 交付対象者にとっては、同様の制度が2つあることで、混乱を招く一因となっている。 また、交付主体としては、定める実施要綱の違いにより、補助金業務を各事業ごとに行うこととなるため事務量が倍となっている。	援事業実施要綱、新規 就農者確保加速化対策		愛知県、四日市市、 久留米市、大分県、 宮崎県、延岡市、鹿 児島県	就職氷河期世代への支援については、「『安心と成長の未来を拓く総合経済対策』について」(令和元年12月5日閣議決定)により、令和2年度から令和4年度までの3年間に政府を挙げて集中的に取り組むとされ、これを受けて、就職氷河期世代の新規就農促進事業が措置されているものであることを踏まえれば、制度改正等の必要性が十分に示されているとは言えないことから、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。

2	14 7	福井県	B 地方に 対する規制 緩和	99_土木•建	大規模な木造公共	材調達や工事の完成までに複数年を要することから、複数年での契約の場合でも補助対象となるよう制度を見直すこと	大規模な公共建築物を木造で建設する場合は、木材調達と工事に時間を要するため、複数年での契約が必要であるが、農林水産省(林野庁)の事業では単年度契約が補助要件となっており補助対象とならない。 当県では、特別支援学校(木造平屋、H17開校)の建築の際、建築の材料として利用される県産スギの準備に約一年を要し、工事期間が複数年となった。また、近年では博物館の木造建築において、材料(県産スギ等)調達から工事竣工までに約一年半を要している。 支障事例としては、当県の市役所が木造化を検討した際、本体部分の木造化が単年度で工事が終了しないことから申請を断念した事例がある。 国土交通省所管の社会資本整備総合交付金では一括設計審査として、複数年度の事業が認められているものもあり、当該交付金についても複数年度事業を補助対象とすべき。	林業・木材産業成長産 業化促進対策交付金実 施要領 別紙3の1	農林水産省 北海道、盛岡市、宮城県、山形県、山梨県、長野県、京都市、大阪府、兵庫県、奈良県、大分県、宮崎県 (中國・大会の大学・大学・大会の大学・大会の大学・大会の大学・大会の大学・大会の大学・大会の大学・大会の大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大会の大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大
2	15 7	福井県	B 地方に 対する規制 緩和	11_その他			地方創生推進交付金などは、地域再生法に基づく交付金となっていることから、交付申請とは別に、同法第5条で定められた地域再生計画を予め作成し、認定を受けた上で交付金申請を行う必要がある。しかしながら実態として、地域再生計画の記載内容は、交付金申請に合わせて提出する交付金実施計画の転記であり、実施計画の作成と同時並行で作成されている。またどちらも内閣府所管であるが、交付金と地域再生計画の窓口が異なることから、片方で修正指示があった場合、整合性を図るための修正作業や差戻しが発生している。なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、地域再生計画の作成を不要としている。	地域再生法第5条	内閣府 宮城県、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、川崎東、郡上市、浜松市、名古屋市、半田市、豊田市、西尾市、田原市、京都府、京都市、京都府、京都市、大阪府、高松市、高知県、久留米市、長崎県、宇土市、大分県、宮崎県、延岡市 マルマー であるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が、はいるが、当時からの情勢変化や新たな支障事例等、改めて議論すべき論点が示されていないため、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」として整理する。